

令和6年度 企業主導型保育事業

保育安全研修

保育所等における虐待等の防止 及び発生時の対応

保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン
令和 5年 5月

【講師】

玉川大学 教育学部 乳幼児発達学科

青木 雄子 准教授



受講の際の注意点

- 本科目は
「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和5年5月）」に基づいて構成しています。
ページの右下に「ガイドライン P●」と表記している場合は、上記ガイドラインをご参照ください。
- 映像の初回再生時は早送り・巻戻し再生ができません。
最後まで視聴頂くと早送り・巻戻しができるようになります。

参考事例

- は保育園での実践事例です。
各施設の実情に合わせて、参考にしてください。

「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を基に研修を行います

目次

1. 虐待等・不適切な保育の考え方
2. 保育所等における対応
3. 市町村・都道府県における対応

「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」
こども家庭庁ホームページ

目次

1.虐待等・不適切な保育の考え方

2.保育所等における対応

3.市町村・都道府県における対応



1.虐待等・不適切な保育の考え方

◆こどもの権利について
考えてみましょう。

日本国憲法第11条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。
この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

子どもの権利について考える

日本国憲法第13条

すべて国民は、**個人として尊重**される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、**公共の福祉に反しない限り**、立法その他の国政の上で、**最大の尊重を必要**とする。

子どもの権利について考える

児童福祉法第1条

全て児童は、**児童の権利に関する条約の精神にのっとり**、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される**権利を有する。**

⇒受動的権利から能動的権利へ 権利行使の主体。

子どもの権利について考える

児童福祉法第2条

全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、**児童の年齢及び発達**の程度に応じて、**その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。**

子どもの権利について考える

＜「子どもの権利に関する条約」 4つの原則

生命、生存および発達に対する権利 (命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるように、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障される。



子どもの意見の尊重 (意見を表明し参加できること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮する。



子どもの最善の利益 (子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何であるか」を第一に考える。



差別の禁止 (差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などいかなる理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障される。



子どもの権利について考える

〈こども基本法 6つの基本理念〉

1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと

2 すべてのこどもは大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること

3 年齢や発達の程度により、自分の直接関係することに意見が言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること



子どもの権利について考える

〈こども基本法 6つの基本理念〉

4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。

5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。

6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

◆こどもにとって、最もよいことは何かを考えましょう。

ワーク

ここまで、子どもの権利について、法律等を確認してきました。

みなさんが、子どもに関わる職に就いている上で、一番大切にしたいと考えた権利は何ですか。

またその理由を書き出してみましよう。



子どもの
最善の利益

生命・生存
発達に関する
権利

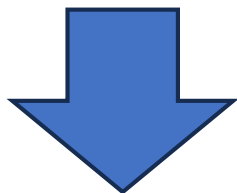


子どもの
意見の尊重

夢を持ち喜
びを感じら
れること

虐待等の禁止

保育所は、こどもの安全・安心が最も配慮されるべき場所

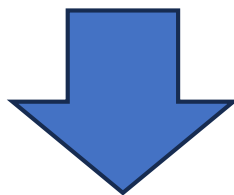


虐待等・不適切な保育は絶対にあってはなりません

虐待等の禁止

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
第9条の2

児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。



虐待等の禁止

虐待等の禁止

保育所保育指針解説（平成30年3月）

子どもに対する体罰や言葉の暴力が決してあってはならないことはもちろんのこと、日常の保育においても、子どもに身体的、精神的苦痛を与えることがないよう、子どもの人格を尊重するとともに、子どもが権利の主体であるという認識をもって保育に当たらなければならない。

虐待等の禁止

◆ 保育所等における虐待等の事案

- ・ 泣いて嫌がる園児に、無理やり食べさせる。
- ・ 牛乳をこぼしたので、昼寝を禁止する。
- ・ 理由もなくズボンを脱がせる。
- ・ 容姿をばかにした呼びかけをする。

等々

虐待等の禁止

「保育所等における虐待等の不適切な
保育への対応等に関する実態調査」
令和4年12月実施



不適切な保育にあたる行為等の捉え方や
対応に差が見られる結果



ガイドラインの作成

虐待の種類と定義

種類	定義
①身体的虐待	保育所等に通うこどもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
②性的虐待	保育所等に通うこどもにわいせつな行為をすること又は保育所等に通うこどもをしてわいせつな行為をさせること
③ネグレクト	保育所等に通うこどもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、当該保育所等に通う他のこどもによる①②又は④までに掲げる行為の放置その他の保育所等の職員としての業務を著しく怠ること
④心理的虐待	保育所等に通うこどもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の保育所等に通うこどもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

虐待の具体例

身体的虐待

保育所等に通うこどもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

- ・ 首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす
ご飯を押し込む、食事を与えない、戸外に閉め出す、縄などにより身体を拘束するなど
- ・ 打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血
など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為
など

虐待の具体例

性的虐待

保育所等に通うこどもにわいせつな行為をすること又は保育所等に通うこどもをしてわいせつな行為をさせること

- 下着のままに放置する
- 必要のない場面で裸や下着の状態にする
- 本人の前でわいせつな言葉を発する又は会話を
する
- 性的暴行、性的行為の強要
- ポルノグラフィーを見せる

など

虐待の具体例

ネグレクト

保育所等に通うこどもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、当該保育所等に通う他のこどもによる①②又は④までに掲げる行為の放置その他の保育所等の職員としての業務を著しく怠ること

- 体調を崩しているこどもに必要な看護を行わない
- こどもを車内に放置する
- おむつを替えない
- 必要な情緒欲求に応えていない
- 視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらない
- 他の保育士、保育教諭などの第三者による虐待を放置する など

虐待の具体例

心理的虐待

保育所等に通うこどもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の保育所等に通うこどもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

- ことばや態度による脅かし、脅迫を行うなど
- 他のこどもとは著しく差別的な扱いをする
- こどもを無視したり、拒否的な態度を示したりする
- こどもの心を傷つけることを繰り返し言う
- 他のこどもと接触させないなどの孤立的な扱いをする
- 感情のままに、大声で指示したり、叱責をしたりする など

不適切な保育

手引きにおける定義

保育所での保育士等による子どもへの関わりについて、保育所保育指針に示す子どもの人権・人格の尊重の観点に照らし、改善を要すると判断される行為

不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き

不適切な保育 ガイドラインでの定義

ガイドラインでは

「虐待等と疑われる事案」

と捉えなおす

「虐待等」と「虐待等と疑われる事案（不適切な保育）」の概念図

こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり

虐待等と疑われる事案（いわゆる「不適切保育」）

虐待等

虐待

- 身体的虐待
- 性的虐待
- ネグレクト
- 心理的虐待

この他、こどもの心身に有害な影響を与える行為

確認しましょう（注意喚起）

令和6年5月7日 こども家庭庁発出

「保育所等のホームページにおけるこどもの性的な部位を含む画像等の掲載等について（注意喚起）」

保育所等において、こどもの性的な部位（※）を含む画像等を、ホームページ等に掲載するなどして不特定・多数の者が閲覧可能な状態にすることは、こどもの権利を守る観点から問題であるため、各保育所等において改めてホームページ等を確認し、そうした画像等が残っている場合には、至急削除をされたい。

（※）性器・肛門・これらの周辺部、臀部又は胸部

確認しましょう（こども性暴力防止法）

- ・ 2024年6月 こども性暴力防止法（日本版DBS）成立

学校や保育所、幼稚園等に対して、こどもと接する業務にあたる教員や保育士などの性犯罪歴の有無の確認を義務付ける。

目次

1.虐待等・不適切な保育の考え方

2.保育所等における対応

3.市町村・都道府県における対応



2. 保育所における対応

虐待等の禁止

保育所は、こどもの安全・安心が最も配慮されるべき場所



虐待等・不適切な保育は絶対にあってはなりません

◆ こどもにとって、最もよいことは何かを
考えましょう。

保育所等における虐待等の未然防止

- ①各職員や施設単位で、日々の保育実践における振り返りを行うこと
- ②職員一人一人がこどもの人権・人格を尊重する意識を共有すること

- ◆施設内での研修を実施するなど、意識を共有するための学びの機会を設けましょう。
- ◆日々の保育について、定期的に振り返りを行い、こどもに対する接し方が適切であったか、より望ましい対応はあったか等、率直に話すことができる場を設けましょう。
- ◆「保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）」で自己評価を行うことも重要です。
- ◆第三者評価や公開保育、地域の合同研修等の活用を通じて、日々の保育について、外部からの多様な視点を得ましょう。

(参考)

「子どもの人権への配慮と一人一人の人格の尊重」(p. 38)

という観点について考えられる評価項目の例

[職員の意識・理解について]

- ・子どもが権利の主体であることを職員一人一人が意識・理解しているか
- ・職員自身の価値観や言動についての省察がなされているか
- ・子どもの人権や人格を尊重した関わりの意味や重要性について、日頃から職員間で確認・共有されているか

[保育の内容について]

- ・子どもと関わる際に、それぞれの子どもの思いや願いを受け止めるよう心掛けているか
- ・一人一人の多様性に配慮した保育を心掛けているか
- ・子どもたちが様々な国の文化に触れて興味や関心を持ち、互いを認め合うような経験を得られるようにしているか
- ・子どもが性差による差別感を味わうことのないよう配慮しているか

[実施運営について]

- ・子どもの人権や人格の尊重について、職員が学んだり考えたりする機会や環境があるかなど

保育内容等の評価の全体像

取組全体の充実と保育の質の向上

保育士等による自己評価

- ・ 子どもの理解に基づく保育の計画や実践の振り返り（日々や週の振り返り、月・期・年単位の振り返り）
- ・ 職員相互の対話を通じた学び合い、子どもの姿や保育の捉え直し
- ・ 保護者との対話、情報共有
- ・ 目指す方向性の明確化と保育の改善・充実に向けた検討

↓
専門性及び保育の質の向上のための課題の明確化
保育所全体の保育の内容に関する認識

保育所（組織）による自己評価

- ・ 保育士等の自己評価を踏まえた組織としての評価
- ・ 実情に即した観点や項目の設定
- ・ 全般的な評価と重点的な評価
- ・ 自己評価の実施体制の整備
- ・ 保護者や地域住民の意見の把握
- ・ 改善の目標や方策の検討と取組の成果の検証
- ・ 結果の取りまとめと公表

↓
全職員による共通理解の下での保育の質向上の取組

多様な視点を取り入れ活用する取組

- ・ 第三者評価の活用
- ・ 関係者（保護者等）の評価への関与
- ・ 公開保育の機会等の活用

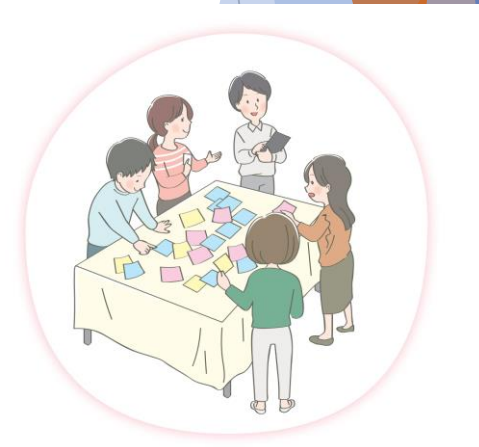
↓
より多角的な視点から捉えた現状や課題の把握
ともによりよい保育に向け取り組む関係の形成

- ◆ 「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン(令和3年3月)」を参考にしてみましょう。
- ◆ 生涯働ける魅力ある職場づくりは、保育士の確保だけでなく、経験を重ねた保育士がキャリアに応じて保育現場で長く活躍することにもつながり、保育の質の確保・向上をはかるうえでも重要です。
- ◆ 「ICTの活用」「保育補助者の活用」「記録・書類業務の見直し・工夫」「働き方の見直し」の4つの課題について、保育所の状況に合った取り組みを検討しましょう。



業務改善に向けたワーク

- ブレインストーミングを活用した、自園の改善すべき業務の課題を分析するワークです。
- 職員自身の気づきや自園の業務の見直しに役立ちます。



手順①ワークの準備

- ・付箋（1人10枚程度）
- ・模造紙（グループに1枚）
- ・マーカー等

* 1グループ 多くても4～5名としましょう。

* 可能な場合は、新任、若手職員同士、リーダー層等、似通った立場の職員同士で話し合うと、率直な意見が出やすいです。

手順②負担を感じる業務を洗い出す

手順③業務の実態を共有する

- 日々の業務の中で負担を感じる具体的な業務や対応を「付箋」に書き出してみましょよう。
- エピソードを交えながら、伝え合いましょよう。

有給を取ってもよいといわれるが、人員が少ないため、休暇を取ることに躊躇、遠慮してしまう

書類作成に集中して取り組める時間がなかなか確保できず、残業をしないようにすると持ち帰って行くことがある

新人に指導したい思いがあるが、自分も一杯一杯のため、伝えることができずに、日々葛藤する

手書きの書類作成から、次第にパソコンを導入し始めているが、職員によってはパソコンスキルに課題があり、余計に時間がかかってしまう

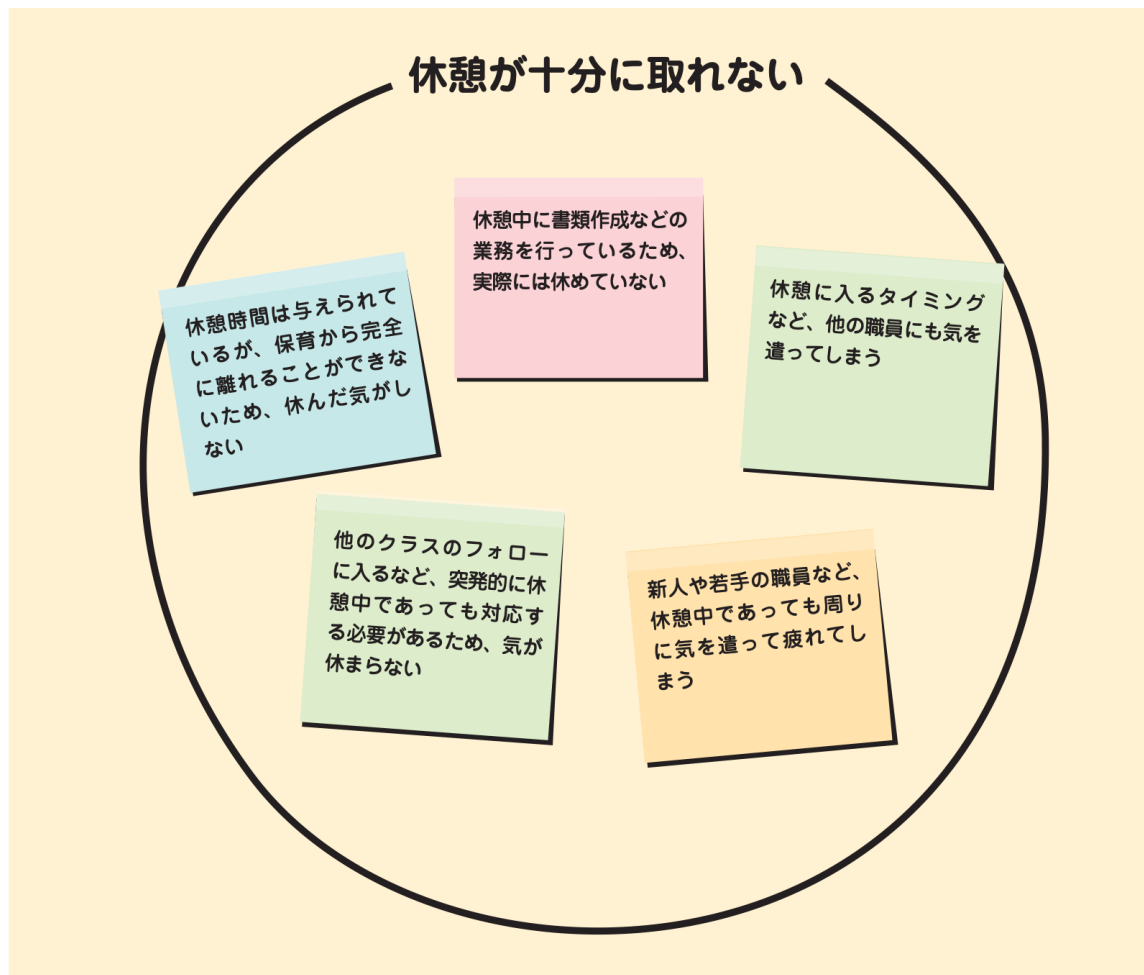
リネンの管理や洗濯物など、保育の周辺的な業務が毎週となると負担を感じる

時期（特に4月）や配慮したい子どもがいる場合でも、固定の人員配置だとどうしてもクラス格差などがあって不平等を感じる

やってみたいことや変えていきたいことがあっても、否定されてしまうことが多く、前向きになれない。自分の意見をいうことが少なくなった

仕方がないとわかってはいるが、シフトが安定しないので、私生活のリズムを整えるのも大変

手順④業務を分類する・整理する



手順⑤具体的な改善策のための
アプローチを決定する

手順⑥取り組むべき課題と具体的な
アプローチや手立てを検討する

ノンコンタクトタイムの導入



事務時間の
確保

休憩時間の
確保



会議等の工夫

- ・ 階層別での話し合い
- ・ カフェタイムの実施

想いを共有
する時間が
欲しい！



- ・ レクリエーションの
開催

ドキュメンテーションの活用



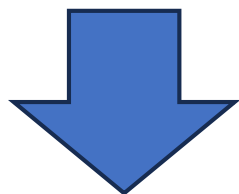
「役立つ！ 生きる！ 保育ドキュメンテーションの作り方」P67

* 個人が特定されてしまうおそれのある箇所を加工しています。

振り返りやコミュニケーションに活用できます。

虐待等に該当するかの確認

- ◆ 「望ましくない」と考えられるかかわりの改善が見られない場合
- ◆ 虐待等に該当するのではないかと疑われるような事案があると感じた場合



会議の場などで共有し、保育所として確認する。積極的に公益財団法人児童育成協会、市町村等に情報提供や相談を行う。

市町村等への相談

<虐待等と疑われる事案（不適切な保育）と確認した場合>

- ◆ 保育所等は状況を正確に把握する。
「隠さない」「嘘をつかない」誠実な対応をする。
- ◆ 公益財団法人児童育成協会、市町村や都道府県に設置されている相談窓口や担当部署に対して、速やかに情報提供・相談、今後について協議する。

市町村等の指導等を踏まえた対応

＜市町村において虐待等と判断された場合＞

- ◆ 保育所等を利用することども、虐待に関わっていない職員を含め、十分な心のケアが必要。
- ◆ 虐待等が行われた経緯、今後の保育所等としての対応方針等について、保護者に対して丁寧な説明をし、理解を得ることが必要。
- ◆ 同様の事案が生じないための環境整備。
- ◆ 施設長・園長・法人本部が中心となり、改善に向けた行動計画を作成し、保育所等全体で取り組む。

ワーク

虐待等不適切な保育を防ぐために、皆さんの保育所等で取り組めそうなこと、または現在、取り組んでいることを、書き出してみましよう。



業務改善に
向けた
ワーク

会議の工夫



ICTを活用
した事務の
軽減

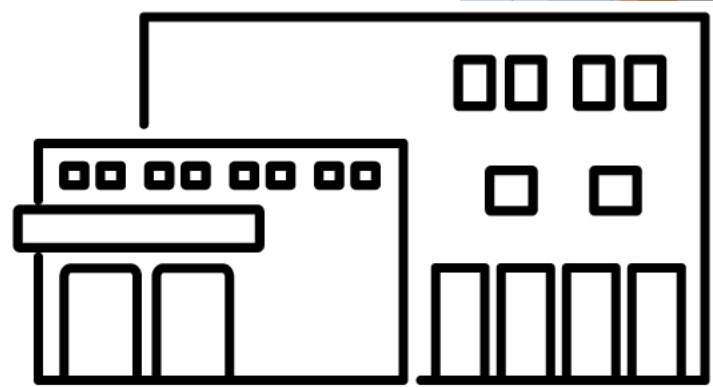
想いを共有
できる場を
つくる

目次

1.虐待等・不適切な保育の考え方

2.保育所等における対応

3.市町村・都道府県における対応



3.市町村・都道府県における対応

未然防止に向けた相談・支援 より良い保育に向けた助言

- ◆巡回支援や幼児教育アドバイザーとの連携による保育所実践への支援
- ◆虐待等と疑われる事案（不適切な保育）の相談・対応窓口の設置
- ◆研修による人権意識の醸成、キャリアステージに応じた働きかけ

保育所等からの相談や通報を受けた場合

◆迅速に対応し、方針を定める。
（初動対応・緊急性）

* 性的虐待が疑われる場合は、「保育士による児童生徒性暴力防止に関する基本的な指針」を参照。

事実確認・立入調査

- ◆ こどもの状況や事実確認の調査
- ◆ 虐待等の行為類型と具体例に照らし、虐待等に該当するかを判断
- ◆ 必要に応じて都道府県に情報共有

虐待と判断した場合

- ◆ 担当部署に留まらず市町村の組織全体として、速やかに事案を共有し、対応。
- ◆ 都道府県とも連携し、改善勧告等を速やかに行う。国に情報共有を行う。
- ◆ こども、保護者、職員等に対するケアを行う。

フォローアップ

- ◆虐待等が行われた原因や保育所の抱える組織的な課題を踏まえ、助言・指導を継続的に行うことが必要。

日頃から、保育所と公益財団法人児童育成協会、市町村・都道府県が密にコミュニケーションを取りつつ、虐待等の未然防止や保育の質の向上に取り組んでいきましょう。

保育所等、市町村及び都道府県における対応のフローチャート

保育所等

(1) より良い保育に向けた日々の保育実践の振り返り等 (P10~)

- ・こどもの人権擁護の観点から「望ましい」と考えられるかわりができているか、より良い保育に向けた振り返りを行う
- ・施設長等が職員間での「対話」が生まれる体制整備や研修等による学びの機会を確保し、「自己評価ガイドライン」の活用や第三者評価等の外部の多様な視点も得て、保育士・保育教諭の気づきを促す

(2) 虐待等に該当するかどうかの確認 (P14~)

こどもの人権擁護の観点から「望ましくない」と考えられるかわりに改善が見られない場合や事態が悪化している場合、虐待等に該当するのではないかと思うような事案と感じた場合などに行う

虐待等と疑われる事案（不適切な保育）であると保育所等として確認

虐待等には該当しないと保育所等として確認

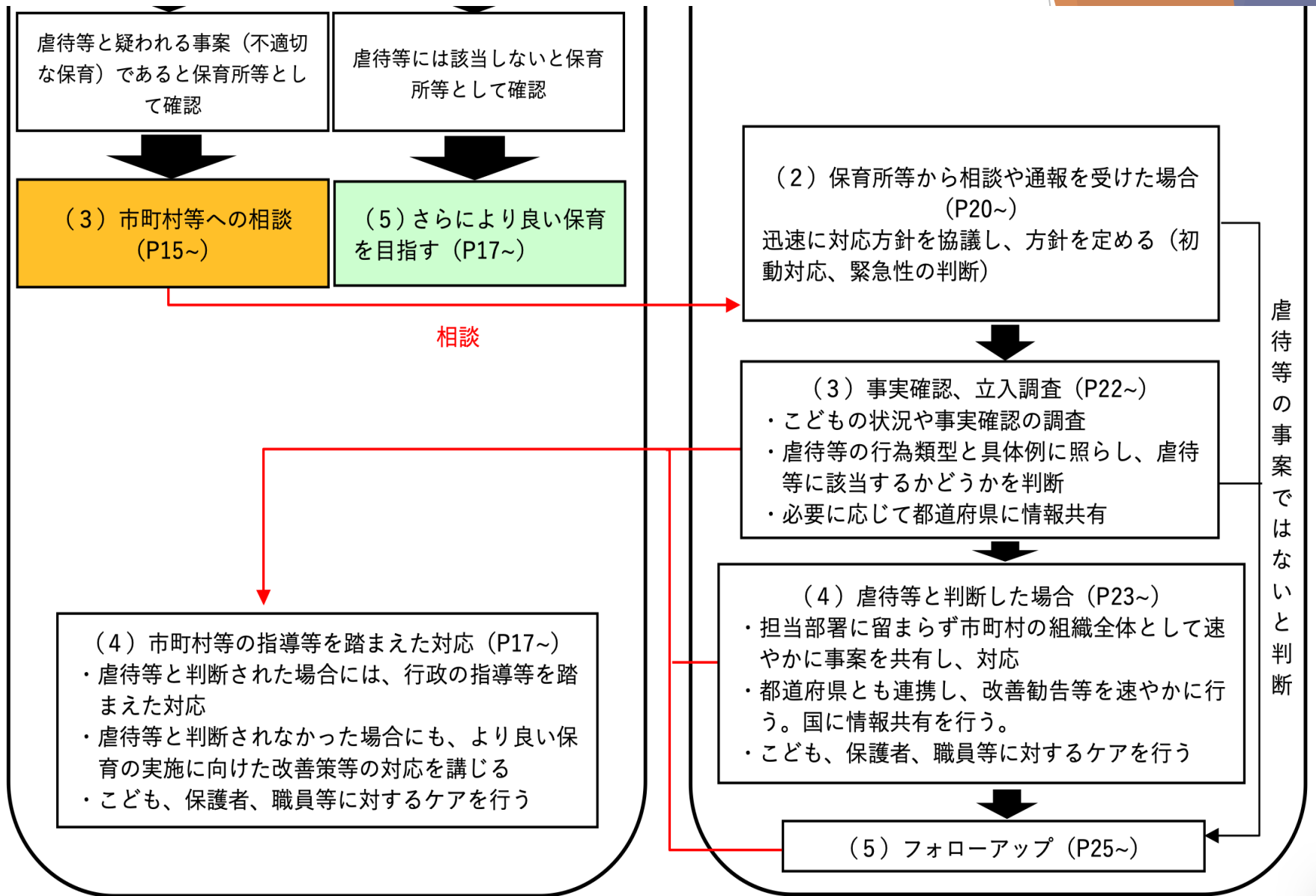
市町村、都道府県

(1) 未然防止に向けた相談・支援、より良い保育に向けた助言等 (P18~)

- ・巡回支援などを活用し、より良い保育の認識を保育現場と確認・共有し、各施設の保育の振り返りを支援
- ・幼児教育アドバイザーとの連携など、地域の実情に応じて、保育所等とのコミュニケーションを密にする
- ・キャリアステージに応じた研修の働きかけ等

相談・支援

相談



虐待等の事案ではないと判断

虐待等の禁止

保育所は、こどもが安全で安心できる場所



虐待等・不適切な保育は絶対にあってはなりません

◆こどもにとって、最もよいことは何かを
考えましょう。

こどもをまんなかにして



イラスト：こども家庭庁ホームページより

社会のみなんで手をつなぎ、より良い子どもの育ちを見守っていきましょう！

参考・引用資料

- ・ 保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（2018年改訂版）（2023(令和5)年5月一部改訂）

こども家庭庁

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/13e273c2/20230512_policies_hoiku_3.pdf

- ・ 「保育所等における虐待等の不適切な保育への対応等に関する実態調査」令和4年12月実施

こども家庭庁

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/de52c20b/20230512_policies_hoiku_4.pdf

- ・ 不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き

株式会社キャンサースキャン

<https://cancerscan.jp/wp-content/uploads/2021/06/dcd34c7b5f61320be9d95ac0c0751157.pdf>

- ・ 全国保育士会「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」

<https://www.z-hoikushikai.com/about/siryobox/book/checklist.pdf>

参考・引用資料

- ・ 保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/200fee36/20231016_policies_hoiku_80.pdf

- ・ 保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン
(令和3年3月)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/4f505001/20231016_policies_hoiku_83.pdf

参考文献

- ・ 大豆生田啓友 岩田恵子「役立つ！ 生きる！ 保育ドキュメンテーションの作り方」,西東社, 2023